

不妊治療費追加助成事業のお知らせ

鳥取市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられ、県制度の助成金交付決定を受けた鳥取市民に対して、経済的な負担を軽減し子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み育てることができるよう、追加助成を実施しています。

○助成対象者

- 1 申請者が、鳥取市内に住所を有する方
- 2 不妊治療費助成金交付事業（令和8年4月1日以降治療終了分）の交付決定を受けた方

○助成の内容

区分	助成金額
県制度の「保険診療と合わせて実施された先進医療への助成」または「自費診療で実施される治療と合わせて実施された着床前検査（PGT-A）への助成」交付決定者	算定基準額から県制度助成額を差し引いた額 上限 50,000 円
県制度の「自費診療で実施された治療への助成等」交付決定者	算定基準額から県制度助成額を差し引いた額 上限 100,000 円 (治療区分 C の場合は上限 50,000 円)

※県制度助成額で算定基準額の満額が交付されている場合は、追加助成金の交付はありません。

○申請手続き

県制度助成金の交付申請時にあわせて申請することができます。

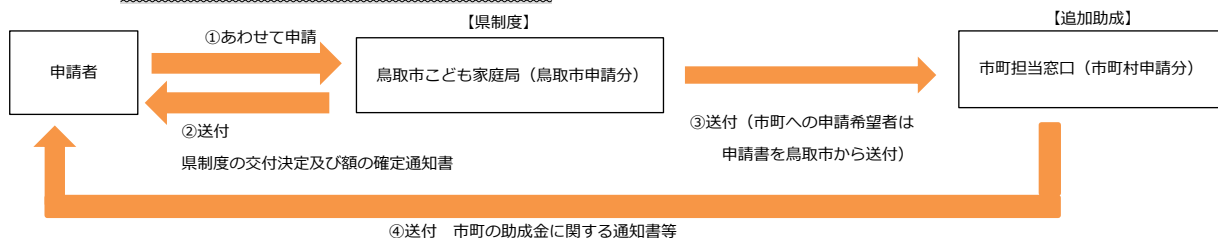
県制度助成金の交付決定後に正式受付となり、追加助成の審査確認をいたします。

＜岩美郡、八頭郡にお住まいの方の場合＞

※岩美郡、八頭郡の各町においても町民の方を対象に追加助成を行っています。

鳥取市役所で各町への申請を受領し、県制度交付決定後に各町へ送付いたします。

助成金額等の内容は各町により異なりますので詳細については各町担当課へご確認ください



※あわせて申請せず、ご自身で申請手続きをされる場合は下記書類をそろえて下部記載の「申請・問い合わせ先」へ申請ください（岩美郡、八頭郡の方は各町担当窓口へ申請）。

- 【必要書類】
- 1 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
 - 2 鳥取市不妊治療費助成金交付決定通知書及び額の確定通知書（写し）
 - 3 鳥取市に提出した不妊治療受診証明書（写し）
 - 4 鳥取市に提出した医療機関が発行した領収書（写し）

○申請期限

県制度助成金の「交付決定及び額の確定通知書」が交付された日の属する年度内。

＜追加助成制度に関する申請・問い合わせ先＞

鳥取市子ども家庭局 子ども未来課 育成係

〒680-0845

鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階 ⑧番窓口

電話 0857-30-8239